

&lt;個別案件確認表（東京都）&gt;

東京都担当確認年月日 令和2年3月18日

東京都作業部会確認年月日 令和2年3月19日

事業名 賃貸借

案件名 パラリンピックファミリーホテルにおける諸室の借入

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本事業は、大会運営を担うIPCのオフィスとして必要な事業である。よって、本件の経費は、平成29年5月31日の大枠の合意の考え方に基づき、組織委員会、東京都、国が、それぞれ相当額を負担するものとする。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から、一元的に実施した方が効率的かつ効果的であるとする。組織委員会が一元的に進めることにより、IPCからの条件を反映した調達とコスト削減が可能となると考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	開催都市契約 大会運営要件で定められているIPCオフィススペース等の提供であり、大会運営に不可欠な事項である。	
	効率性	本事業は、V4予算の範囲内であるとともに、使用範囲や期間を最小限にとどめる等の経費削減に努め、効率性に配慮していることを確認している。	
	納得性	2012年に締結された保証書記載の金額を大幅に下回る価格となっているとともに、ホテル側と交渉を重ねた結果、通常価格より割引がなされていることを確認している。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業にかかる費用は、大会に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であるとする。	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。